

令和4年(2022年)8月12日

公益社団法人全日本不動産協会
東京都本部多摩南支部
支部長 河崎 浩三 様

八王子市福祉部生活福祉担当部長
山岸 研

住宅扶助代理納付制度の今後の活用方針について

立秋の候、ますます御清祥のこととお喜び申し上げます。

日頃から、本市生活福祉行政に御理解、御協力をいただき誠にありがとうございます。

さて、先日貴支部より「生活保護住宅扶助の民間住宅における住宅家賃等の代理納付制度の実施について(要望)」をいただきました。

住宅扶助費代理納付制度につきましては、生活保護利用者の住居を確保する上で、家主等が懸念する家賃トラブルを未然に回避する有効な手段であります。

本市では、これまでも家賃滞納者を中心に住宅扶助費の代理納付を実施してきたところでありますが、今後は、新規利用開始時及び契約更新時期を捉え、代理納付制度の周知を図るとともに、利用者の状況に応じ、代理納付への切り替えを進めてまいります。

また、既に御承知とは存じますが、生活保護利用者であることを把握されている賃借人で、家賃を滞納されている場合は、賃貸人の申し出により担当のケースワーカーが生活状況や滞納状況等を確認の上、代理納付を適用することができますので、適宜、御相談いただきますよう、お願いいたします。

なお、利用者の中には、住宅扶助費が満額支給されない等の理由により、代理納付が利用できない場合もありますが、利用者の状況に一定の配慮をしつつ、積極的に推進すべき制度であると考えておりますので、引き続き、本市の生活福祉行政に御理解、御協力を賜りますよう、お願い申し上げます。

問い合わせ先

八王子市福祉部 生活福祉地区第一課 (代表)042-620-7280
生活福祉地区第二課 (代表)042-620-7439